遺產分割協議書

被相続人　山田　宗隆　（令和元年５月1日死亡）

最後の住所　〇〇県〇〇市2丁目29番1号

最後の本籍　〇〇県〇〇市497番地

登記簿上の住所　〇〇県〇〇市3丁目24番14号

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

〇〇県〇〇市3丁目24番14号　山田　宗隆の死亡により開始した相続の共同相続人である　山田　貴教及び山田　優子は、その相続財産について、次の通り分割を協議し、決定した。

1.　相続人　山田　貴教は、次の不動産を取得する

土地 所在　〇〇県〇〇市3丁目

地番 24番

地目　宅地

地積　160.05㎡

建物　 所在　〇〇県〇〇市3丁目24番地の14

家屋番号1番4号

種類　居宅

構造　鉄骨造ストレート葺

床面積　1階　65.32㎡

　　　　　 2階　51.21㎡

3階　48.11㎡

2.相続人　山田　優子は下記の財産を取得する

〇〇銀行〇〇支店　預金　普通預金　口座番号　0876543　の残高全額

〇〇銀行〇〇支店　預金　定期預金　口座番号　0876543　定期預金番号12～22番のすべて

3.相続人　山田　優子は、被相続人の債務全てを継承する

4.相続人　山田　優子は被相続人名義の次の負債を継承する

金銭消費賃貸借契約

金　500,000円　債権者○○ファイナンス株式会社

（後日判明した財産）

5.本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人全員が　その財産について再度協議を行うこととする

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和元年7月6日

相続人　山田　貴教

住所　〇〇県〇〇市2丁目29番1号

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

相続人　山田　優子

住所　〇〇県〇〇市1丁目12番15号401

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印